



PUBLIC RELATIONS KAMIKOANI

広報

# かみこあに

平成26年  
**2**月号  
No.661



## 厄払祈願祭 ～人生の節目に～



### 主な内容

- 4P～5P 雪の事故に注意
- 8P～9P 職員給与の公表
- 10P～11P 生涯学習センターだより
- 18P 臨時職員等採用情報

# 人生儀礼の一つ 無事安泰を願って



2月1日、友倉神社において厄払祈願祭が行われました。前日の悪天候から一転、時折日差しが降り注ぐ好天に恵まりました。

お祓いを受けたのは、33歳が3人、42歳が13人、62歳が12人、あわせて28人の方々です。

42歳、33歳合同の祈願式では、参加した1人ひとりの名前が読み上げられて神官より祈禱を受け、それぞれの年の代表者が玉串奉てんを行い、人生の無事安泰を祈願しました。

祈願式が終わると、藤本宮司が「一般的に42歳、33歳は大厄と言われ、何か大変なことが起こると思われるが、厄払いとは人生儀礼の一つであり、健康で明るく生活したいという祖先からの知恵である。賑やかに盛大にお祝いして1年間健康に生活されますようお祈りします」とあいさつし、参加者にお守りのお札と御神矢が手渡されました。

その後、62歳の祈願式が行われ、お守りのお札と御神矢が参加者に手渡されました。式終了後には、友倉神社の観音像を拝観し、現在の建物の建築当時の写真を見て昔を懐かしみました。

会場を移して行われた懇親会では、久し振りの再会を喜び、盛大に行われ、交流を深めました。



## 各種証明書等の発行

役場で発行している住民票等の証明書について、平日に電話で証明書の発行を申し込んでいただくと、土曜日・日曜日にお渡しできる場合があります。

発行できる書類は

- ・住民票
- ・資産証明
- ・所得証明
- ・課税非課税証明
- ・印鑑証明
- ・評価証明
- ・納税証明

です。

(詳しくは、お問い合わせください。)

※これらの証明書の受け取りは、本人に限ります。受領の際に、運転免許証等の写真付の証明書により本人確認をさせていただきます。印鑑証明書の発行には、印鑑登録証のカードも必要です。

### ・ゴミ処理利用券

長下処分場、クリーンリサイクルセンターのゴミ処理利用券は、予約がなくても発行できます。

※本人でなくても受け取ることもできます。

### ●問い合わせ先

住民福祉課 ☎(77)2222

# 決意を新たに北秋田地域の無事故と安全を祈願

1月11日、北秋田市合川庁舎と合川駅前公民館において、上小阿仁村交通指導隊と北秋田市交通指導隊、上小阿仁村防犯指導隊と北秋田市防犯指導隊の安全祈願祭と查閲式がそれぞれの場合に分かれて開催されました。

神事では、それぞれの隊長が代表として玉串奉てんを行い、出席した隊員らが北秋田地域の無事故と安全を祈願しました。

查閲式では、査閲官を務めた中田村長、津谷北秋田市長、高橋北秋田警察署長がいさつし、地域の事故防止と安全・安心に尽力されたことに感謝するとともに、地域の抑制力としての活動を激励し、今後の協力を求めました。



式終了後、防犯指導隊員は北秋田警察署員による講習を受け、空き巣や車上荒らし、振り込め詐欺などの特殊犯罪について理解を深めました。

北秋田警察署管内でも、振り込め詐欺などの被害に遭っている方が増えています。犯罪者グループもあの手この手と手法を変え、最近では、商品を送り付け商品代を請求する手口や、儲け話を持ちかける電話がかかってくるなど、詐欺はどんどん巧妙化しています。詐欺被害に遭わないよう十分注意しましょう。

## 平成26年度 交通災害・不慮の災害共済の加入について

平成26年度の交通災害共済と不慮の災害共済への加入のご案内です。加入申込書は、3月に入ってから各集落の「交通安全母の会」代議員の皆さんに、全戸へ配布・回収をお願いしておりますのでぜひご加入ください。

### ◆災害共済とは◆

#### ・交通災害

加入者が交通事故（運転・同乗・歩行中等問わず）により、入院・通院した日数に基づいて共済金が支払われます。

#### ・不慮の災害

加入者が不慮の事故（作業中の事故、スポーツ・レクリエーション中の事故等）により、入院した日数に基づいて共済金が支払われます。

### ◆加入資格◆

- ・上小阿仁村に住んでおり、住民基本台帳に登録されている方
- ・外国人登録をしている方

### ◆共済期間◆

平成26年4月1日～

平成27年3月31日

※年度途中で加入した場合は、

加入した日の翌日～

平成27年3月31日

### ◆共済掛金(年額)◆

交通災害…一人 4000円  
不慮の災害…一人 6000円

### ◆災害共済金◆

		交通災害共済	不慮の災害共済
死	死亡	1,000,000円	600,000円
	後遺障害の程度に応じて	1,000,000円 500,000円	600,000円 300,000円
傷	入院1日	2,000円	1,100円
	通院1日	800円	対象外

その他、詳しくはパンフレット（加入申込書と一緒に配布されます。）に記載されております。ご不明な点がありましたら、役場総務課企画班までお問い合わせください。

### ●問い合わせ先

総務課 企画班

☎(77)2221



# 屋根の雪下ろしの事故防止

屋根の雪下ろし、自分は大丈夫と思っていませんか。雪下ろし中の事故で命を落とさないために、次の点を確認し、安全対策をしっかりと行いましょう。

## ① 2人以上で作業しましょう

やむを得ず1人で作業する場合には、携帯電話を所持し、家族・隣近所へ声をかけましょう。

## ② はしごはしっかりと固定しましょう

地面の雪や氷で滑らないようにしっかりと固定しましょう。

はしごは屋根に対してまっすぐに角度をつけてかけましょう。

## ③ 命綱・ヘルメットを使用しましょう

命綱にはザイルや麻ロープなど滑りにくい材質のものを使用しましょう。

万が一屋根から転落した際に、衝撃から頭部を守るためにヘルメットを着用しましょう。

## ④ 体調が悪い時の作業は避けましょう

雪下ろしは重労働です。屋根に上がる前には準備運動を行い、作業中はこまめに休憩をとりましょう。

## ⑤ 雪のゆるみに注意しましょう

暖かい日は屋根から雪が滑り落ちやすくなっています。屋根の上だけでなく、軒下を歩く際も注意しましょう。

# LPガスや灯油タンクなど雪による事故に注意しましょう

## 【LPガス】

近年の大雪の影響で、落雪などによるLPガス事故件数は急激に増加しています。その多くは、ガス設備（容器バルブ、供給管など）の損傷が原因となっています。事故を防ぐために、次の点に注意しましょう。

## ① 屋根からの落雪による損傷

ガス設備を設置している箇所で落雪があった時は、雪による破損の可能性があります。確認を行いましょう。

## ② 雪下ろしによる損傷

雪下ろしの時は、自宅のガス設備だけでなく、隣接する民家のガス設備にも衝撃を与えないように注意しましょう。

## ③ ガス設備周辺の除雪

ガス漏れなどの緊急時に備え、ガス設備周辺と通路の除雪を行いましょ

万が一、ガス臭いと感じた場合には、販売店へ連絡し、点検を受けるまでガスの使用やマッチ、ライターなどの火気を使用することは絶対に避けましょう。

## 【灯油タンク】

近年の大雪の影響で、油流漏出事件数が増加しています。その多くは、注油時の操作ミスや除雪作業による配管等の破損が原因となっています。事故を防ぐために、次の点に注意しましょう。

## ① 注油や移し替え時にはその場から離れない

貯蔵している数量を把握し、急激な減りはないか確認する

## ③ 屋根からの落雪や除雪によりタンクや配管部分に損傷がないか確認する

万が一、油漏れが発生した場合には、すぐに消防署まで連絡してください。油漏れを発生させた場合の処理費用は、原因者負担となります。



## 事前予約制

# ダイヤモンド型乗合タクシー

をご利用ください

上小阿仁村に来られる方、出かける方のために、ダイヤモンド型乗合タクシーのサービスを行っています。全集落の自宅前から大館能代空港、阿仁前田駅、阿仁合駅の直行便です。

## 【利用者】

だれでも自由に利用できます。

## 【料金】(片道)

おとな 2,000円  
こども(6歳未満) 1,000円

## 【利用条件】

利用前日の午後5時までに各タクシー会社に申し込んでください ※乗車人員に制限がありますので、定員オーバーのときは利用できません

●大館能代空港を利用される場合 東京便2便が対象です。  
合川タクシー合資会社  
☎0186(78)2522

●秋田内陸縦貫鉄道を利用される場合  
角館行 阿仁合駅発 午前5時51分  
阿仁前田駅発 午前7時45分  
阿仁前田駅発 午前9時00分  
鷹巣行 阿仁前田駅着 午後0時44分  
阿仁前田駅着 午後3時27分  
阿仁前田駅着 午後7時55分

が対象です。

米内沢タクシー合資会社

☎0186(72)3212

# 雪崩に注意してください

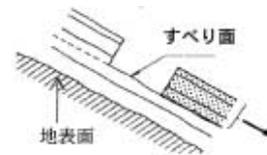
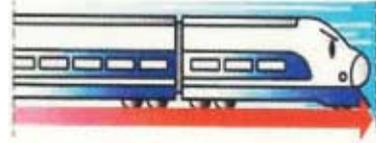
雪崩とは斜面に積もった雪が、重力の作用により下方に滑り落ちる現象です。  
雪崩には「表層雪崩」と「全層雪崩」の2種類があります。

## 1. 表層雪崩

表層雪崩は、すべり面が積雪内部にあり、気温が低く、降雪が続く時期（1～2月）の厳寒期に多く発生します。



表層雪崩のスピード 時速100km～200km

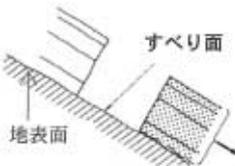


## 2. 全層雪崩

全層雪崩は、すべり面が地表面にあり、春先の融雪期など気温が上昇した時に多く発生します。

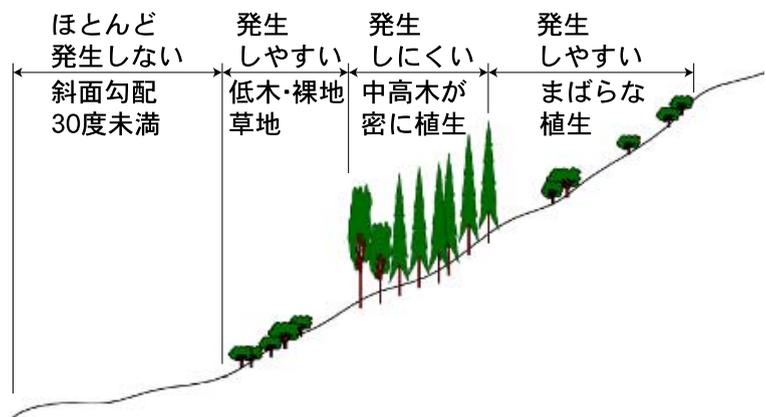


全層雪崩のスピード 時速40km～80km



## 雪崩が発生しやすいところ

- ・裸地、低木林や、まばらな植生の斜面では雪崩発生危険が高くなります。
- ・ササや草に覆われた斜面は、雪が滑りやすいため裸地よりも危険です。



事前予約制

いかに号を  
ご利用ください。

どなたでも自由に利用できます。  
(県外の方も利用可能です。)  
村内から八郎潟駅まで平日、朝・夕、電話予約により運行しています。

### ● 運行時刻 (役場発)

朝便 午前7時20分  
昼便 午前11時30分  
夕便 午後4時00分  
(八郎潟駅発)

### ● 電話予約方法

朝便の利用は前日までの午後5時まで、昼又は夕便の利用は出発時間の2時間前までに電話予約してください。

### ● 料金(片道)

・おとな 1,000円  
・子ども(小学生) 500円  
(乳幼児無料)

### ● 申し込み先

上小阿仁村社会福祉協議会  
☎0186(77)3058

# 申告相談はじまりました!!

## 申告しなければならない方

- 平成26年1月現在、上小阿仁村に住んでおり、平成25年中(1月～12月)に少しでも所得のあった方。
- 上小阿仁村に住んでいないが、平成26年1月1日現在、村内に事務所または事業所を有する方。
- 給与以外の所得(営業・農業・不動産・配当)が少しでもあった方。

## 平成26年 申告相談日程表

月日(曜日)	部落名	受付時刻	会場
2月12日(水)	堂川	9:30～11:30	公民館
		13:00～16:00	
2月13日(木)	杉花	9:30～11:30	交流センター
		13:00～16:00	
2月17日(月)	下仏社	9:30～11:30	多目的集会施設
2月18日(火)	上仏社	9:30～11:30	担い手センター
		13:00～16:00	
2月19日(水)	小沢田	9:30～11:30	開発センター
		13:00～16:00	
2月20日(木)	小沢田	9:30～11:30	開発センター
		13:00～16:00	
2月25日(火)	福館	9:30～11:30	交流センター
		13:00～16:00	

月日(曜日)	部落名	受付時刻	会場
2月26日(水)	中五反沢 上五反沢	9:30～11:30	公民館
		13:30～16:00	
2月27日(木)	下五反沢	9:30～11:30	児童館
		13:00～16:00	
2月28日(金)	下五反沢	9:30～11:30	児童館
3月4日(火)	沖田面	9:30～11:30	若者センター
		13:00～16:00	
3月5日(水)	沖田面	9:30～11:30	若者センター
		13:00～16:00	
3月6日(木)	沖田面	9:30～11:30	若者センター
		13:00～15:00	

# 確定申告

確定申告

検索

申告書の作成は  
国税庁ホームページが  
おすすめ

**Step1** 国税庁ホームページで申告書を作成

**Step2** ネットを使って e-Taxへ送信

印刷して送付

所得税および復興特別所得税  
贈与税

3月17日(月)まで

消費税および地方消費税  
(個人事業者)

3月31日(月)まで

振替納税をご利用の方

振替日

所得税および復興特別所得税

4月22日(火)

消費税および地方消費税(個人事業者)

4月24日(木)

大館税務署の申告書作成会場は税務署庁舎1階です。

- ・開設期間  
3月17日(月)まで
- ・開設時間  
午前9時～午後5時



詳しくは、  
役場か税務署に  
おたずねください。

- 役場住民福祉課  
税務保険班 ☎(77)2222
- 大館税務署  
☎0186(42)0671(代)

## 税務職員を装った 不審な電話にご注意ください

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出すとする事例が発生しています。

税務職員が電話で問い合わせを行う場合には、提出されている申告書等により、その内容を本人に確認することを原則としています。また、休日や早朝・深夜に調査を行うことはありません。

不審な電話があった場合には、即答は避け、①相手の所属部署、②氏名、③電話番号を確認したうえで一旦電話を切り、税務署にお問い合わせください。

● 問い合わせ先  
大館税務署 総務課

☎ 0186(42)0671



# 国民年金のお知らせ

国民年金保険料の免除申請の  
できる期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

● これまでは、過去分の国民年金保険料の免除(※)が受けられる期間は、申請の直前の7月(学生納付特例は直前の4月)までの1年以内でした。平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

失業などの特例免除の  
対象期間も拡大されます

● 災害・失業などを理由とした免除(特例免除といいますが)は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

● 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。(平成26年3月以前にあつた災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです)

(例)  
○免除・猶予申請の場合(平成26年7月に申請する場合)

	24年 6月	~	25年 7月	~	26年 7月
現行			← 免除承認期間 →	24年所得	25年所得
改正後	← 免除承認期間 →	22年所得	23年所得	24年所得	25年所得

○学生納付特例の場合(平成26年4月に申請する場合)

	24年 3月	~	25年 4月	~	26年 4月
現行			← 免除承認期間 →	24年所得	25年所得
改正後	← 免除承認期間 →	22年所得	23年所得	24年所得	25年所得

(改正前)

対象月	25年 2月	3月	4月	5月	~	26年 3月	4月	5月	6月	7月	~	27年 5月	6月	7月	8月	9月
特別免除の運用可否	可										不可					

失業の翌々年度の6月までの期間に対し特例免除が承認できる。  
(失業の翌々年度4月以降は特例免除を申請できない。)

(改正後)

対象月	25年 2月	3月	4月	5月	~	26年 3月	4月	5月	6月	7月	~	27年 5月	6月	7月	8月	9月
特別免除の運用可否	可															不可

失業月の翌々年6月までの期間に対し特例免除が承認できる。  
(保険料徴収権が消滅するまでは特例免除を申請できる。)

### 【申請方法】

役場または年金事務所に申請してください。

必要な添付書類など、詳しくは、申請先までお問い合わせください。

(※)「免除」とは、全額免除、一部免除(3/4、半額、1/4)、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

### ◆ ご注意ください ◆

● 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

● 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

● 問い合わせ先  
鷹巣年金事務所

住民福祉課住民福祉班

☎ (62) 1490  
☎ (77) 2222

# 状況をお知らせします

## 8. 職員手当の状況

### ① 期末手当、勤勉手当の支給割合

区 分	6 月期	12月期	計
期 末 手 当	1.225月分	1.375月分	2.600月分
勤 勉 手 当	0.675月分	0.675月分	1.350月分

※職務の級などにより5%～15%の加算があります。

### ② 退職手当

区 分	最高限度	勤続20年	勤続25年	勤続35年
自 己 都 合 退 職	55.86月分	23.03月分	32.83月分	46.55月分
勤 奨 ・ 定 年 による退職	55.86月分	28.7875月分	38.955月分	55.86月分

※退職手当は、退職時の給与月額に退職理由・金徳年数による支給割合を乗じて算出されます。

### ③ 時間外勤務手当

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度
支 給 総 額	7,198,000円	5,072,000円	4,127,000円	8,110,000円
職員 1 人 当 たり 支 給 年 額	179,950円	130,051円	103,157円	193,095円

※事業費支弁に係る職員分を除きます。

### ④ 扶養手当、住居手当、通勤手当

扶 養 手 当	配偶者	13,000円	
	配偶者以外	扶養 1 人につき	6,500円
		15歳になった日後最初の4月1日から22歳になった日後最初の3月31日までの子	5,000円加算
住 居 手 当	借家の場合の支給限度額	27,000円	
通 勤 手 当	交通機関利用の場合の支給限度額	55,000円	
	自動車等利用の場合の支給限度額	24,500円	

## 9. 特別職の給料等の状況

区 分	25年4月1日	期末手当	区 分	25年4月1日	期末手当
村 長	649,000円	6 月期 1.40月分 12月期 1.58月分 計 2.98月分	議 長	252,000円	6 月期 1.40月分 12月期 1.58月分 計 2.98月分
副 村 長	544,000円		副 議 長	225,000円	
教 育 長	465,000円	期末勤勉手当の支給割合は一般職と同じ	議 員	214,000円	

※給料(報酬)は月額。

## 10. 職員数の状況 (教育長含む)

区 分 部 門	職員数		対前年度比 増 減 数	
	24年度	25年度		
一般行政部門	議 会	1人	1人	
	総務企画	12人	12人	
	税 務	2人	2人	
	民 生	8人	8人	
	衛 生	2人	2人	
	農 林	8人	9人	1人
	商 工			
	土 木	5人	4人	△1人
小 計	38人	38人		
特 別 行 政	教 育	6人	6人	
普通会計の計		44人	44人	
公 営 企 業 等	病 院	7人	6人	△1人
	下水道	2人	2人	
	その他	29人	30人	1人
	小 計	38人	38人	
総 合 計		82人	82人	

※職員数は一般職に属する職員数であり、臨時職員は含みません。

## 11. 定員適性化計画の数値目標 (教育長含む)

- 始 期 平成15年4月1日  
終 期 平成26年3月31日
- 数値目標 68人  
進ちよく状況 (各4月1日)  
15年度 105人  
20年度 86人 (△8人)  
21年度 84人 (△2人)  
22年度 79人 (△5人)  
23年度 78人 (△1人)  
24年度 82人 ( 4人)  
25年度 82人 ( -人)

## 12. 秋田県人事委員会からの公平委員会の事務委託に係る業務状況報告

平成24年度中、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てについて当村は該当ありません。